

介護給付費等の過誤申立について

(1) 過誤とは

国保連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立をして、既に確定している給付実績を取り下げる（支払金額の返還を行う）処理のことです。

過誤を行う際に、差分だけを調整することはできず、誤りを含む実績全てを取り下げ、再度正しい実績で請求する必要があります。（1日分の実績を修正したい場合や公費の請求し忘れ等でも、いったん1ヶ月分全ての実績を取り下げる必要があります。）

(2) 過誤の種類

① 通常過誤

給付実績の取り下げのみを行います。

過誤処理を行った後、再請求を翌月以降に行うため、過誤件数が多い場合などは、事業所の支払額が大幅に減少したり、請求額を過誤額が上回り過誤処理に未調整が発生する危険があります。

② 同月過誤

給付実績の取り下げと再請求の審査を同月に行います。

行政指導（監査）等により返還金が発生した場合など過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合に、同月に再請求を行うことで差額調整を行い、支払額への影響を軽減させます。

(3) 提出書類

過誤処理を行う際は、三戸町へ過誤申立書を持参提出又は郵送してください。郵送の場合は、郵送日数を考慮しての提出をお願いします。提出期限は過誤の種類によって異なり、三戸町では以下のとおりとなります。

① 通常過誤 毎月15日（閉庁日の際は前開庁日）

② 同月過誤 再請求を行う月の前月末日（閉庁日の際は前開庁日）

※三戸町以外の被保険者によって提出書類や提出期限が異なりますのでご注意ください。

(4) 連合会への再請求

① 通常過誤

「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理完了を確認した上で、再請求を行うことができます。

② 同月過誤

過誤処理を行う同月に再請求を行うことができます。再請求がなかった場合は過誤処理のみを行うこととなります。

また、再請求分が審査においてエラー返戻となる場合には差額調整が行えませんので、誤りのないようご注意ください。

(5) 事業所への支払額

① 通常過誤

介護給付費審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を引いた額になります。

② 同月過誤

再請求分の金額を含む介護給付費審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を引いた額になります。

(6) その他注意事項

※ 事業所からの請求誤りによる過誤依頼については、原則同月過誤で処理をお願いします。また、同月過誤を行う際は、必ず同月に再請求を行ってください。

※ 過誤金額が介護給付費審査決定額（同月過誤の場合は再請求分を含む）を上回った場合（過誤金額>審査決定額）、事業所への支払いがマイナスになります。この場合、国保連合会では、原則取扱対象外となっているため、過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合には、事前に三戸町に相談の上処理を進めてください。

※ 国保連合会で審査確定していないものについては過誤処理の必要はありません。審査結果を確認して処理を行ってください。

※ 通常過誤で処理する場合、過誤が決定しないうちに再請求をされるとANN4エラー（過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです）になり返戻となります。「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理完了を確認した上で、再請求をしてください。

※ サービス計画費の実績を取り下げた（過誤）後の再請求の際には、給付管理票の提出の必要はありません。サービス計画費のみの請求をしてください。なお、給付管理票の内容に変更がある場合は、給付管理票の「修正」をしてください。

※ 同一審査月に、同一被保険者の同一サービス提供月の「給付管理票の修正」とサービス事業所からの「過誤処理」については、過誤が優先処理となり、給付管理票の修正ができません。給付管理票がANN7エラー（既に過誤調整を行っています）になり返戻となります。事業所間の連携をお願いします。